

広島広域都市圏産業振興研究会観光振興部会の運営等業務基本仕様書

1 業務名

広島広域都市圏産業振興研究会観光振興部会の運営等業務

2 業務の目的

広島広域都市圏協議会では、圏域全体における滞在型観光客の拡大を図るための施策立案及び立案した施策を実現するための取組を行うことを目的として、広島広域都市圏産業振興研究会に観光振興部会を設置した。

観光振興部会では、第2期「広島広域都市圏発展ビジョン」に基づく取組として、引き続き、世界が注目する観光都市圏を目指し、原爆ドームや宮島の厳島神社、岩国の錦帯橋等の歴史的建造物に加え、伝統芸能や海・山の幸など圏域内の様々な観光資源を結び付け、個々の魅力を相乗的に高めるとともに、圏域内に広域的な観光ルートを創出するなど、圏域全体における滞在型観光客の拡大に取り組むことにしている。さらには、圏域の特産品を集約し販売することにより、販路拡大や消費増大にも取り組むことにしている。

観光振興部会には、圏域内の全市町と民間事業者が参加しているため、部会員数が多く、検討エリアも広範囲となることから、この取組に係る検討や具体的な取組を効率的に進めるため、4つのテーマ別のワーキンググループを設置・運営しており、検討テーマは、『島嶼部の観光振興』、『西国街道など歴史的街道を活用した観光振興』、『観光プロモーションの検討』、『特産品の活用方法と販路拡大』としている。

上記目的の達成に向け、観光振興部会事務局（観光政策部）と連携して、参画している市町及び民間事業者と連絡調整を行いながら部会及び各ワーキンググループの運営や企画・提案等を行うものである。

3 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

4 業務内容

(1) 観光振興部会に関する業務

ア 部会運営

(ア) 開催回数：年3回以上

(イ) 内容：会議日程の調整、開催通知、会議資料の作成、会議の進行、議事録の作成、参画市町及び民間事業者との連絡調整等

(ウ) 参画市町：25市町（広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町）

イ 企画・提案

これまでの検討テーマとテーマ別に実施した観光プログラムの事業効果の検証等を行った上で、第2期「広島広域都市圏発展ビジョン」で設定した重要業績評価指標（「広島広域都市圏産業振興研究会で企画立案する新規・拡充事業への参画企業数」及び「入込観光客数」）で示す目標値を踏まえつつ、当部会の目指すべき方向性と、その実現に向けて短期・中期・長期ごとの取組を示した事業構想を企画・提案する。また、その事業構想を基にした観光振興部会での検討結果を踏まえ、当部会としての事業構想を作成する。

(2) ワーキンググループに関する業務

ア ワーキンググループの運営

- (ア) 開催回数：ワーキンググループごとに年2回以上
- (イ) 内容：会議日程の調整、開催通知、会議資料の作成、会議の進行、議事録の作成、参画市町及び民間事業者との連絡調整等
- (ウ) 各ワーキンググループの概要と参画市町

A 島嶼部の観光振興

広域都市圏の島嶼部は範囲が東西に広いため、東部、中部、西部に分けてエリアを設定し、体験、景観、食といった様々な観光資源を生かして、島嶼部での滞在や周遊を促す観光振興策について、これまでの事業効果の検証を行いつつ、新たな施策を検討する。

7市町：呉市、竹原市、江田島市、大崎上島町、周防大島町、田布施町、平生町

B 西国街道など歴史的街道を活用した観光振興

各市町において、西国街道や出雲石見街道、津和野街道などの歴史的街道を生かした様々な取組を検討・実施している中で、市町個別の取組だけでなく、複数市町が連携した観光振興策について、これまでの事業効果の検証を行いつつ、新たな施策を検討する。

6市町：大竹市、東広島市、廿日市市、府中町、海田町、柳井市

C 観光プロモーションの検討

周年事業やキャンペーン、スマートフォンやアプリ等を活用した観光プロモーションについて、広域都市圏全域、またはエリア別で実施することについて、これまでの事業効果の検証を行いつつ、新たな施策を検討する。

10市町：東広島市、安芸高田市、江田島市、府中町、安芸太田町、北広島町、世羅町、岩国市、和木町、上関町

D 特産品の活用と販路拡大

各市町の食品や工芸品などの特産品について、広島都心部での販売や圏域外における販路拡大の方法等について、これまでの事業効果の検証を行いつつ、新たな施策を検討する。

10市町：呉市、三原市、東広島市、府中町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、岩国市

※検討テーマや参画市町は、変更する可能性がある。

イ 企画・提案

- (ア) 部会において企画・提案する事業構想に沿った観光プログラムをテーマ別に検討するとともに、その事業構想の短期的な取組として令和4年度の具体的な観光プログラムを企画・提案する。
- (イ) 企画・提案に当たっては、自治体や地域の観光関係者と連携し、圏域内に潜在している観光資源の掘り起こしや、すでに市町に点在する観光資源、観光施設を結び付けた内容を企画・提案する。

(3) 観光プログラムの実施

令和3年度に実施を予定している観光プログラムを実施する。

ア 瀬戸内体験ツアー

- (ア) 開催市町：呉市、江田島市、周防大島町
- (イ) 開催日程：秋頃に1泊2日、1回以上
- (ウ) 開催内容：体験学習に関心のある親子をターゲットに、新たな島嶼部の魅力を詰め込んだツアーを造成し、販売・実施する。
- (エ) 開催方法等：ツアーの販売価格は、類似商品と同等な価格設定とし、受託者の負担において旅行会社等を通じて販売・実施する。

イ 西国街道の歴史ガイド連携に係る研修会

- (ア) 開催場所：開催希望のあった市町
- (イ) 開催日：冬頃に1回
- (ウ) 開催内容：各地域で個別に活動している歴史ガイドを対象として、講師を招聘し、街道の歴史的背景や他地域におけるガイド手法の好事例等を学ぶ研修会（講師による講演やガイド体験、情報交換会等）を開催する。また、研修参加者のうち希望者（50人程度を想定）について、集合場所（広島駅を想定）と研修会場を大型観光バスにより送迎する。
- (エ) 参加費：無料

ウ 「酒」や「食」を通じたPRイベント

- (ア) 開催場所：広島城三の丸を想定
- (イ) 開催日：3月頃に1回
- (ウ) 開催内容：圏域内の地酒やブランド肉、食材を使用した料理を通じて圏域市町の魅力を発信するPRイベントを開催し、にぎわいを創出する。
- (エ) 開催方法等：圏域内に所在する事業者等から出展者を募集し、出展料を徴収する。テント、テーブル、いす等は、会場の景観を損なわないよう設置する。

5 成果物

本業務における成果物として、部会の会議資料・議事録、事業構想、各ワーキンググループの会議資料・議事録、来年度の事業計画、各観光プログラムのパンフレット等を電子データ（CD-Rに保存）及び紙媒体1部を納品すること。

また、本業務の実施結果、観光プログラムの実施による効果検証を記載した報告書（A4版 PDF形式およびMicrosoft Word形式）の電子データ（CD-Rに保存）及び、紙媒体1部を納品すること。

6 納入場所

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局観光政策部観光企画担当

7 業務の再委託

業務の実施に関し、受託者は業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先事業者の事業概要、業務体制及び責任者を明記の上、書面により提出し、本市の承諾を得ること。

8 その他

受託者は、委託契約約款に定められたことのほか、次の事項を遵守すること。

- ① 業務着手前に、発注者との窓口となる業務総括責任者及び業務担当スタッフを専任し、発注者の承認を得ること。
- ② 発注者との間で速やかに連絡が取り合える適切な連絡体制を構築し、業務の円滑な遂行を図るものとする。
- ③ クレーム、事故等については、迅速かつ適切に対応し、発注者に漏れなく報告すること。
- ④ 成果品の権利は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずして公表、貸与、使用等をしてはならない。
- ⑤ 本業務が完了した後において、成果品に修正を要する箇所が発見された場合には、速やかに訂正、補足その他必要な措置を講ずるものとする。なお、これにかかる費用は全て受託者の負担とする。
- ⑥ 本業務の実施に際し、第三者に損害を与えた場合は全て受託者の責任において処理するものとする。
- ⑦ 本仕様書の内容に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者と協議するものとする。
- ⑧ 受託者は、広島市個人情報保護条例を遵守の上、契約の履行に際して知り得た秘密を、契約の存続期間、契約の終了後及び解除後においても、第三者に漏えいしないこと。